

令和7年1月17日

# 第1回片品村議会会議録

利根郡片品村

# 令和7年第1回片品村議会臨時会会議録第1号

## 議事日程 第1号

令和7年1月17日（金曜日）午後3時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第2号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第4号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第5号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第6号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第7号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第8号 令和6年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第9号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 字句等の整理委任について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第2号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第4号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第5号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 6 号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7 号 令和 6 年度片品村一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 10 議案第 8 号 令和 6 年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 11 議案第 9 号 令和 6 年度片品村下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 12 字句等の整理委任について

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
令和 7 年 1 月 1 7 日		
出席議員 1 2 名	欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	小林 政彦	( 出 席 )
第 2 番	小柳 紀一	( 出 席 )
第 3 番	萩原 和典	( 出 席 )
第 4 番	萩原 正信	( 出 席 )
第 5 番	狩野 孝夫	( 出 席 )
第 6 番	北澤 佳子	( 出 席 )
第 7 番	星野 吉弥	( 出 席 )
第 8 番	千明 勉	( 出 席 )
第 9 番	後藤 眞平	( 出 席 )
第 1 0 番	高山 悦夫	( 出 席 )
第 1 1 番	星野 栄二	( 出 席 )
第 1 2 番	飯塚 美明	( 出 席 )

説明のために出席した者の職氏名

---

村	長	梅	澤	志	洋			
副	村	長	金	子	賢	司		
教	育	長	萩	原	明	富		
総	務	課	長	梅	澤	康	明	
住	民	課	長	須	藤	錦	作	
保	健	福	祉	課	長	鎬	木	勲
農	林	建	設	課	長	中	村	学
むらづくり	観	光	課	長	狩	野	久	良
教育委員会	事務	局	長	星	野	孝	行	
会	計	管	理	者	星	野	照	子

事務局職員出席者

---

事	務	局	長	大	竹	篤	保
主	任	狩	野	真	里	恵	

議長（萩原正信君） ただいまから、令和7年第1回片品村議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

午後 3時 5分 開会

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（萩原正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 高山悦夫君及び11番 星野栄二君を指名します。

---

#### 日程第 2 会期の決定

議長（萩原正信君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

---

日程第 3 議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第2号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第3号 特別賞の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第4号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第5号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第6号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第3、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第6号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。  
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第1号から議案第6号までの議会議員、特別職、片品村職員、片品村会計年度任用職員の報酬、給与及び手当等の改正に伴う条例の一部改正について、提案の説明を申し上げます。

議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて村議会議員の期末手当の支給率の改定をするため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第2号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえてパートタイム会計年度任用職員の給料表の改定及び期末手当及び勤勉手当の支給率の改定をするため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第3号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告等を踏まえて特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給率を改定するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第4号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告を踏まえて職員の給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給率の改定及び扶養手当の改定など、勧告に対する条例の一部改正をお願いするもので

ございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第5号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告等を踏まえてフルタイム会計年度任用職員の給料表を改定するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第6号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院の勧告等を踏まえて片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（萩原正信君）** 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**議長（萩原正信君）** これから、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** これで討論を終わります。

これから、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。



お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(萩原正信君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**議長(萩原正信君)** これから、議案第2号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長(萩原正信君)** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長(萩原正信君)** これで討論を終わります。

これから、議案第2号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(萩原正信君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 片品村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**議長(萩原正信君)** これから、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長(萩原正信君)** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（萩原正信君）** これで討論を終わります。

これから、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**議長（萩原正信君）** これから、議案第4号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**議長（萩原正信君）** これから、議案第5号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 片品村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**議長（萩原正信君）** これから、議案第6号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 片品村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

**日程第 9 議案第7号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第5号）について**

**日程第10 議案第8号 令和6年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について**

**日程第11 議案第9号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算（第3号）について**

**議長（萩原正信君）** 日程第9、議案第7号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第5

号) についてから、日程第11、議案第9号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算(第3号) についてまでの、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 議案第7号から議案第9号までの令和6年度片品村一般会計並びに各事業会計の補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第7号 令和6年度片品村一般会計補正予算(第5号) について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,063万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,276万円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税、国庫支出金の増額です。

歳出につきましては、総務費、民生費、教育費等の増額であります。

人事院の勧告を踏まえた給与及び手当の改定対応、物価高騰対応重点支援交付金に対応する住民税非課税世帯及び非課税子育て世帯への給付事業及び村民限定リフト乗車券無料事業となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第8号 令和6年度片品村簡易水道事業会計補正予算(第2号) について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入につきましては、営業外収益として750万7,000円を計上するものです。

収益的支出につきましては、営業費用として175万6,000円、特別損失として10万円を計上するものです。

また、職員給与費につきましては、給与改定等に伴い76万7,000円増額であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第9号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算(第3号) について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入につきましては、営業外収益として322万6,000円を計上するものです。

収益的支出につきましては、営業費用として1,179万円、特別損失として11万円

を計上するものです。

また、職員給与費につきましては、給与改定等に伴い38万4,000円増額であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（萩原正信君）** 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**議長（萩原正信君）** これから、議案第7号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** これで討論を終わります。

これから、議案第7号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 令和6年度片品村一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

---

**議長（萩原正信君）** これから、議案第8号 令和6年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（萩原正信君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（萩原正信君）** これで討論を終わります。

これから、議案第8号 令和6年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 令和6年度片品村簡易水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

**議長（萩原正信君）** これから、議案第9号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（萩原正信君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

**議長（萩原正信君）** これで討論を終わります。

これから、議案第9号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（萩原正信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 令和6年度片品村下水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 字句等の整理委任について

**議長（萩原正信君）** 日程第12、字句等の整理委任についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについて

は、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(萩原正信君)** 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

**議長(萩原正信君)** これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回片品村議会臨時会を閉会します。

午後 3時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

片品村議会議長 萩原正信

片品村議会議員 高山悦夫

片品村議会議員 星野栄二